

福岡県公共工事契約業務 連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、福岡県公共工事契約業務連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、発注機関相互の連絡等を行うとともに必要な調査研究等を行い、もって公共工事に関する契約業務の適正な執行に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共工事の契約業務の執行等に関し、会員相互の連絡等を行うこと。
- (2) 公共工事の契約業務の執行等に関し、必要な調査研究等を行うこと。
- (3) 公共工事の契約制度の運用等に関し、九州地方公共工事契約業務連絡協議会等と連絡等を行うこと。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員)

第4条 会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県関係各課長
- (2) 市町村関係部課（室）長
- (3) 県関係公社等の関係部課長

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
幹 事	若干名
顧 問	若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、福岡県総務部財産活用課長をもって充てる。

- 2 幹事は、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は、幹事の互選により選任する。
- 4 顧問は、福岡県市長会の代表者及び福岡県町村会の代表者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長があらかじめ定めるところにより、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成して、会務を執行する。
- 4 顧問は、必要に応じて協議会の運営に参画し、意見を述べる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(総会)

第9条 総会は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

(分科会)

第11条 協議会は、特別な事項を調査審議するため、必要に応じて分科会を設けることができる。

2 分科会の運営の細則については、幹事会で定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、福岡県総務部財産活用課内に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和62年10月20日から施行する。

2 協議会設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

3 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

市、町、村指名停止等措置要綱（福岡県公契連モデル）

平成2年度福岡県公契連総会決定

平成8年度福岡県公契連総会一部改正

（趣旨）

第1条 市、町、村が発注する建設工事（以下「市（町、村）発注工事」という。）に関し、建設業者に対して行う指名停止等の措置については、この要綱に定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建設業者 本市（町、村）の建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- （2）建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する事業をいう。
- （3）代表役員等 個人経営の場合にあつては本人を、会社その他の法人にあつては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員をいう。
- （4）一般役員等 代表役員等以外の役員及び支店又は営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。
- （5）使用人 代表役員等及び一般役員等以外の常用雇用者をいう。
- （6）契約担当者 市（町、村）長又は市（町、村）発注工事に係る請負契約の締結権限の委任を受けた職員をいう。
- （7）指名停止 市（町、村）発注工事に係る請負契約のための指名競争入札に関し、期間を定めて指名しない措置をいう。

（指名停止）

第3条 市（町、村）長は、建設業者が別表その1、別表その2、別表その3及び別表その4の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市（町、村）長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者を指名してはならない。当該指名停止に係る建設業者を現に指名しているときは、指名取消通知書（様式第1号）により指名を取り消すものとする。

（下請負人に対する指名停止）

第4条 市（町、村）長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき建設業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（共同企業体の構成員に対する指名停止）

第5条 市（町、村）長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の建設業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（指名停止業者を構成員とする共同企業体に対する指名停止）

第6条 市（町、村）長は、前3条の規定による指名停止に係る建設業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の加重)

- 第7条** 建設業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。
- 2 建設業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
- 3 建設業者が別表その2第1号若しくは第2号又は第3号若しくは第4号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号若しくは第2号又は第3号若しくは第4号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
- 4 市(町、村)長は、建設業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の短縮)

- 第8条** 市(町、村)長は、建設業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに前条第1項から第3項までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

- 第9条** 市(町、村)長は、指名停止期間中の建設業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前2条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

- 第10条** 市(町、村)長は、指名停止の期間中の建設業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該建設業者に対する指名停止を解除するものとする。

(部長等に対する通知)

- 第11条** 市(町、村)長は、第3条第1項若しくは第4条から第6条までの規定により指名停止を行い、第9条の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定(変更、解除)通知書(様式第2号)により関係部長等に通知するものとする。

(指名停止の通知)

- 第12条** 市(町、村)長は、第3条第1項若しくは第4条から第6条までの規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第3号)により、第9条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(様式第4号)により、第10条の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第5号)により、当該建設業者に対し遅滞なく通知するものとする。

ただし、市(町、村)長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 市(町、村)長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、市(町、村)発注工事に関するものであるときは、当該建設業者から、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(事故等の報告)

- 第13条** 課長等(出先機関の長を含む。)は、その所管する市(町、村)発注工事に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、事故等報告書(様式第6号)により、市(町、村)長に報告しなければならない。

（随意契約の相手方の制限）

第14条 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市（町、村）長の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請負等の承諾の禁止）

第15条 契約担当者は、市（町、村）発注工事に関し元請負人から建設業法第22条第3項の規定による一括下請負の承諾の申請があった場合において、当該下請負人が指名停止の期間中の建設業者であるときは、これを承諾してはならない。

2 契約担当者は、指名停止の期間中の建設業者が市（町、村）発注工事の完成保証人となることを承諾してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第16条 市（町、村）長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該建設業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、 年 月 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、施行日以後この要綱の措置要件に該当することが判明した事案について適用し、施行日前に判明していた事案については従前の例による。

別表その1 事故等に基づく措置基準（第3条から第9条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市（町、村）発注工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市（町、村）発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 前号に掲げる工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第1号に掲げる場合のほか、市（町、村）発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市（町、村）発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市（町、村）発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上4か月以上</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上2か月以内</p>

別表その2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第3条から第9条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市（町、村）（市（町、村）の設立に係る公社を含む。次号において同じ。）の職員（特別職を含む。次号において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市（町、村）の職員以外の国、他の地方公共団体又はその他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>4 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が市（町、村）発注工事に関して暴力その他違法行為を行った疑いがあり、市（町、村）発注工事の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>6 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が一般工事に関して暴力その他違法行為を行ったことにより逮捕又は公訴を提起され、市（町、村）発注工事の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>7 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市（町、村）発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>8 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が暴力その他違法行為を行ったことにより逮捕又は公訴を提起され、市（町、村）発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準（第3条から第9条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 重大な反社会的行為を行い、又は行うおそれのある者として関係行政機関から通報があり、市（町、村）発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である建設業者</p> <p>ロ 暴力的組織を構成し、又は構成するとみなされる者（以下「構成員等」という。）が代表役員等又は一般役員等（代表役員等又は一般役員等として登記、又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）になっている建設業者</p> <p>ハ 構成員等を雇用し、又は使用している建設業者</p> <p>ニ 代表役員等又は一般役員等が暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した建設業者</p> <p>2 市（町、村）発注工事に関して、暴力的組織である等重大な反社会的行為を行い、又は行うおそれがあるものであることを知りながら、そのものを下請負人として契約を締結した建設業者</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 3か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 3か月以上6か月以内</p> <p>契約を締結したことを 知った日から 1か月以上6か月以内</p>

別表その4 契約不履行等に基づく措置基準（第3条から第9条関係）

措 置 要 件	期 間
1 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、市（町、村）発注工事の契約履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し、不正な行為を行ったとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内
2 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が次の一に該当したとき。 (1) 市（町、村）発注工事の落札者が契約を締結することを妨げたとき。 (2) 市（町、村）発注工事の契約者が契約を履行することを妨げたとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内
3 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、市（町、村）発注工事の監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内
4 建設業者の代表役員等又は一般役員等が、正当な理由がなく、市（町、村）発注工事の落札者でありながら契約を締結せず、又は第1号に掲げる場合のほか、市（町、村）発注工事の請負契約を履行しなかったとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内
5 建設業者の代表役員等又は一般役員等が、市（町、村）発注工事の契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後、指名停止期間を経過しない者を、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

市（町、村）長名

印

指 名 取 消 通 知 書

先に、 工事について、 年 月 日付け 第 号をもって貴社（殿）に指名通知をしたところではありますが、今回貴社（殿）の指名停止の決定があり、指名を取り消したので、通知します。

様式第2号（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

市（町、村）長名



指名停止決定（変更・解除）通知書

商号又は名称	本 社		本県在支店 等の名称	
代表者氏名	代表者 氏 名		支店長等 の 氏 名	
主たる業種 許可番号等	許 可 番号等	大臣 知事 号 (年 月 日)	主たる 業 種	指名資 格名簿 番号
所 在 地	本 社 (店)		支 店 (営業所)	
関係工事名				
工事場所				
指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月間)			
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月間)			
解除年月日	年 月 日			

様式第3号（第12条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

市（町、村）長名

印

指 名 停 止 通 知 書

この度の貴社（殿）の行為は、市（町、村）発注工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてあってはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、今後市（町、村）が発注するすべての請負工事に際し、下記のとおり貴社（殿）の指名停止をすることにしたので通知します。

なお、貴社（殿）が現在施工中の 工事については、これが工期内完全しゅん工のため格段の努力をされるよう申し添えます。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで （ 箇月間）

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

市（町、村）長名

印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知した
ところではありますが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 殿
代表者氏名

市（町、村）長名



指 名 停 止 解 除 通 知 書

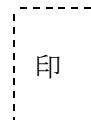
先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社（殿）の指名停止を行った旨を通知した
ところではありますが、この度、当該指名停止を解除したので通知します。

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

市（町、村）長 殿

課長等名



事 故 等 報 告 書

商号又は名称	本 社		本県在支店 等の名称	
代表者氏名	代表者 氏 名		支店長等 の 氏 名	
主たる業種 許可番号等	許 可 番号等	大臣 知事 号 (年 月 日)	主たる 業 種	指名資 格名簿 番号
会社所在地	本 社 (店)		支 店 (営業所)	
関係工事名				
不正行為等 発生年月日				
不正行為等 発生場所				

(事故等の内容)

(注) 新聞情報、その他参考資料添付

市、町、村共同企業体運用要綱（福岡県公契連モデル）

平成2年度福岡県公契連総会決定

平成8年度福岡県公契連総会一部改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、建設工事を共同企業体により施工する場合の対象工事の基準、構成員の数その他共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- （2）経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化するため結成する共同企業体をいう。

（対象工事の種類及び規模）

第3条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、研究開発型工事及び実験型工事を除き、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、実施設計額が当該各号に定める金額以上のものとする。

- （1）土木工事及び建築工事 5億円
- （2）設備工事 2億円

2 経常建設共同企業体の施工対象工事は、単体企業の場合に準ずるものとするが、技術者を適正に配置し得る規模の工事とする。この場合において、等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の発注工事価額以上の工事とする。

（構成員の数）

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

（構成員の組合せ）

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、特定建設工事共同企業体にあつては最上位等級のみ又は最上位等級及び次順位等級に属する者によるものとし、経常建設共同企業体にあつては中小企業（中小企業基本法（昭和28年法律第154号）第2条の要件を満たす建設業者をいう。）のみで、かつ、同一等級又は直近の等級若しくは直近2等級の者によるものとする。

（構成員の資格）

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- （1）当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。
- （2）当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- （3）すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- （1）登録部門に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。
- （2）当該登録部門について、元請としての実績を有すること。
- （3）すべての構成員に当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、工事の施工に当た

っては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。
(4) 単体企業として、登録を受けていないこと。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(登録)

第8条 一の企業が、登録することができる経常建設共同企業体の数は一とし、登録の時期等は、単体企業の場合に準ずるものとする。

(出資比率)

第9条 共同企業体の構成員の最小限出資比率は、次のとおりとする。

構成員数	最小限出資比率
2社の場合	30%以上
3社の場合	20%以上

(代表者の選定)

第10条 特定建設工事共同企業体の代表者は、同一等級の者で構成されたものにあつては、最も大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者で構成されたものにあつては上位の等級の者とする。この場合において、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱により難い共同企業体の取扱いについては、〇〇市(町、村)に係る指名委員会において決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、 年 月 日から施行する。

福岡県公共工事契約業務連絡協議会 公共工事における随意契約ガイドライン

平成2年度福岡県公契連総会決定

この随意契約のガイドラインモデルは、中央建設業審議会から、発注官庁において随意契約のガイドラインを作成する必要があるとの建議に鑑み、その参考となるものとして、予算決算及び会計令第102条の4第3号及び第4号の対象となる可能性のある主な工事を、地方自治法施行令に批准のうえ置き換えたものである。

したがって、随意契約によることができる工事は、このガイドラインモデルに示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、ただちに随意契約にすべきものとする趣旨でもない。

なお、個々の発注工事の契約方式は、地方自治法施行令等に基づく各発注機関が、各契約の性質、目的等に応じて、競争契約方式を原則としてその責任において判断し、決定すべきものであるが、随意契約による場合であっても、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図るべきことは当然であり、自治法令等の定めるところに従い、今後とも厳正な執行に努める必要があることは言うまでもないところである。

各会員においては、随意契約ガイドラインを作成するにあたっては、これらの点に十分留意し、適時適切な運用を期する必要がある。

公共工事における随意契約の ガイドライン (福岡県公契連モデル)

(趣旨)

第1条 この基準は、公共工事の適正な発注を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約によることができる工事のガイドラインを定めるものとする。

ただし、随意契約によることができる工事は、このガイドラインに列挙したものに限定されるものではなく、また直ちに随意契約にすべきものとするものではない。

(随意契約の原則)

第2条 随意契約方法は、一般競争入札を原則とする契約締結方法の例外であるので、その必要性が認められる場合に限って、適用するものとする。

(ガイドライン)

第3条 随意契約のガイドラインは、別表のとおりとする。

附 則

別表（第3条関係）

大 分 類	中 分 類	小 分 類
1 予定価格が、規則等で定めた額未満である場合		
2 契約の性質又は目的が、競争入札に適しないものをする場合	<p>(1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき</p> <p>(2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき</p>	<p>① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事</p> <p>② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事</p> <p>③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事</p> <p>④ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事</p> <p>① 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事</p> <p>② 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれ</p>

大 分 類	中 分 類	小 分 類
		<p>がある設備、機器等の増設、改修等の工事</p> <p>③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事</p>
<p>3 緊急の必要により、競争入札に付することができない場合</p>	<p>(1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がないとき</p>	<p>① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事</p> <p>② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事</p>
<p>4 競争入札に付することが不利と認められる場合</p>	<p>(1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき</p> <p>(2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき</p> <p>(3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められるとき</p>	<p>① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事</p> <p>② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事</p> <p>① 前工事と後工事が、一体の構造物（一体の構造物として、完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事</p> <p>② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事。ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。</p> <p>① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事</p> <p>② 他の発注者に係る工事と一部重複、錯綜する工事</p>

大 分 類	中 分 類	小 分 類
5 時価に比して著しく有利な契約を締結する見込みがある場合	<p>(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき</p> <p>(2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき</p>	
6 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合		
7 落札者が契約を締結しない場合		

公共工事における入札辞退の自由の 明確化について（福岡県公契連モデル）

平成6年度福岡県公契連総会決定

(1) 入札通知書に、次のとおり条項を加える。

入札を希望しない場合には、参加しないことができる。

(2) 入札心得等に、次のとおり条項を加える。

(入札の辞退)

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を契約担当者に直接持参すること。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届を入札を執行する者に直接提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(3) その他関係規則等の改正を行う。

(別記様式)

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

印

殿